

# 事業報告書

(自 令和 6年10月1日 至 令和 7年9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大石医院
- ①  財団     社団 ( 出資持分なし     出資持分あり)
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市木宮町5番31号
- (3) 設立認可年月日 平成12年 8月25日
- (4) 設立登記年月日 平成12年 9月13日

## 2 事業の概要

### (1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大石医院	4210226710	長崎県佐世保市木宮町 5番31号	一般病床 19床 療養病床 0床

### (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 6年11月28日 令和6年度決算の決定
- 令和 7年 9月30日 第27期(自令和7年10月1日至令和8年9月30日)の  
事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 大 石 医 院

所在地 長崎県佐世保市木宮町5番31号

貸 借 対 照 表

(令和7年 9月 30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	131,401	I 流 動 負 債	88,415
II 固 定 資 産	439,093	II 固 定 負 債	228,014
1 有 形 固 定 資 産	385,454		
2 無 形 固 定 資 産	2,561	負 債 合 計	316,429
3 そ の 他 の 資 産	51,078	純 資 産 の 部	
III 繰 延 資 産	271	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	244,336
		純 資 産 合 計	254,336
資 産 合 計	570,765	負 債 ・ 純 資 産 合 計	570,765

法人名 医療法人 大 石 医 院

所在地 長崎県佐世保市木宮町5番31号

損 益 計 算 書

(自令和6年10月1日至令和7年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	259,602
2 事業費用	210,594
本来業務事業利益	49,008
事業利益	49,008
II 事業外収益	3,135
III 事業外費用	2,537
經常利益	49,606
税引前当期純利益	49,606
法人税等	11,651
当期純利益	37,955

法人名 医療法人 大石 医 院  
所在地 長崎県佐世保市木宮町5番31号

財 産 目 録  
(令和 7 年 9 月 30 日 現 在)

1. 資 産 額	570,765 千円
2. 負 債 額	316,429 千円
3. 純 資 産 額	254,336 千円

( 内 訳 )

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	131,401
B 固 定 資 産	439,093
C 繰 延 資 産	271
D 資 産 合 計 (A+B+C)	570,765
E 負 債 合 計	316,429
F 純 資 産 (C-D)	254,336

土地及び建物について、該当の欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 監事監査報告書

医療法人 大石医院  
理事長 大石秀三 殿

私は、医療法人 大石医院の令和7会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年11月27日

医療法人 大石医院

監事 吉田 操